

【豊岡市内で事業を営む皆さまへ】

稼ぐ力強化総合支援事業

中小企業の稼ぐ力の強化を支援します！

公募期間： 2026年4月14日（火）～5月20日（水）

豊岡市成長投資促進補助金

補助内容	市内事業所における中小企業者の生産力増強や新製品開発等を図る設備投資等への取組みの経費の一部を補助
対象者	市内に事業所を置く中小企業者で豊岡市ワークイノベーション表彰制度における「せんげんカンパニー」に登録している者
対象事業	豊岡商工会議所又は豊岡市商工会の支援及び事業計画の認定を受け、具体的な数値目標を設定して取り組む次の事業であって、 <u>600万円以上</u> の設備投資を行う事業。 ①生産力の増強 ②新製品・新サービスの開発 ③新生産方式・新販売方式の導入 ④新分野、海外進出
補助対象経費	①設備費・システム導入費 ②クラウドサービス利用料 ③事業所※の改修工事費 ④事業の高度化に要する専門家経費及び外注費（注）算入額制限あり ※既存の生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、作業場等
補助率	補助対象経費の1／2以内
補助金額	300万円～500万円

詳細は次ページ以降をご確認ください。

《問合せ先》

豊岡市役所

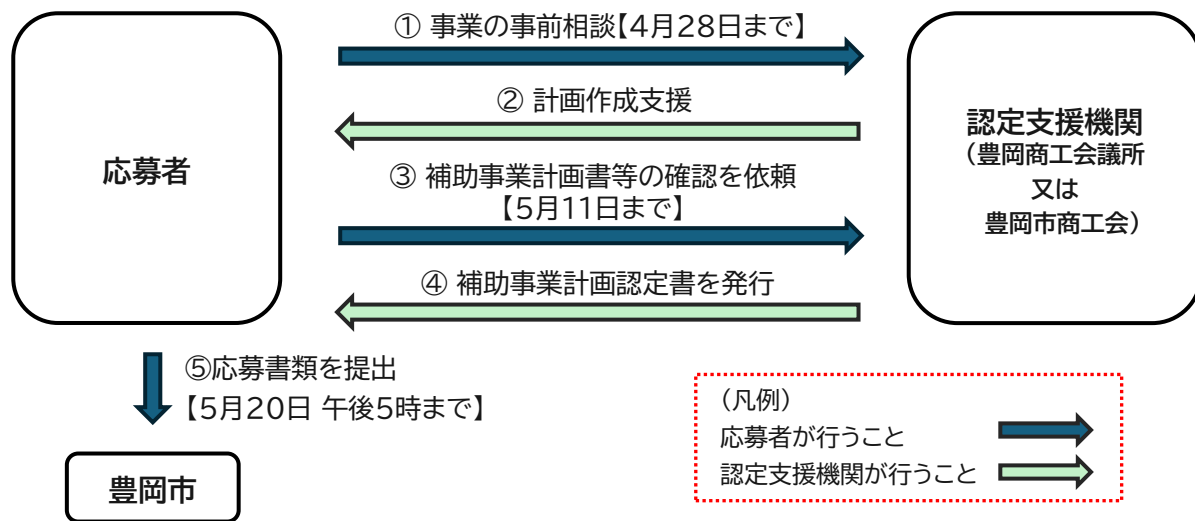
環境経済課

☎ 0796-23-4480

豊岡市成長投資促進補助金公募概要

項目	内 容
対象経費	表面に掲げる経費で、補助金交付決定後に、原則 市内の事業者 に契約・発注・支払を行うもの。 ※上記に該当する経費であっても、対象外となる要件に該当する場合は、必ず公募要領を確認してください。
応募期限	2026年5月20日(水) 午後5時【厳守】
提出書類	1 補助事業計画書(別表及び添付書類(見積書等)を含む) 2 認定支援機関が発行する補助事業計画認定書 3 ローカルベンチマーク 4 直近2期分の決算書 法人:貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書及び販売管理費明細 個人事業主:確定申告に係る決算書および貸借対照表 (貸借対照表を作成していない場合は決算書のみで可)
審査	<一次審査> 書面審査 <二次審査> 一次審査通過者を対象にしたプレゼンテーション審査
応募・採択の制限等	1 応募:1公募につき1者あたり1件まで 2 採 択:1年度につき1者あたり1件まで
事業期間	交付決定日から2027年2月28日(日)まで
実績報告の期限	次のいずれか早い日まで 1 事業完了の日から起算して30日以内 2 2027年3月5日(金)まで
留意事項等	1 応募内容について審査を行い、採択事業(採択者)を決定します。 2 同一の対象経費・事業に他の補助金(国、県その他の公的機関が運用する制度を含む。)を重複して充当することはできません。 ※上記のほか、公募要領P.10「重要事項」を十分確認してください。
補助事業の公表	市ホームページ及び市刊行物において補助事業者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。

応募書類提出までの流れ



※認定書の発行や、事業計画書等の内容確認・作成指導には一定の期間を要するため、当該提出に先立って可能な限り早期に、認定支援機関に事前相談を行ってください。(事前相談を行わずに計画書を持ち込むと、認定が受けられない場合があります)。

応募方法

専用のオンライン申請フォームから書類を提出してください。(フォームからの応募に限定します。)
各書類の様式は市の公募情報ページからダウンロードしてください。

◆オンライン申請フォームからの提出方法

- ①市の公募情報ページの「オンラインでエントリーする」のボタンから応募フォームに進む
- ②応募フォームに従って必要事項を入力、提出書類を添付し送信する

稼ぐ力強化総合支援事業

中小企業の稼ぐ力の強化を支援します！

	① 成長投資促進補助金	② 経営革新支援補助金 (ステップアップ支援補助金後継)
補助内容	市内事業所における中小企業者の生産力増強や新製品開発等を図る設備投資等への取組みの経費の一部を補助	市内事業所における中小企業者の高付加価値化等への取組みの経費の一部を補助
対象者	市内に事業所を置く中小企業者で豊岡市ワークイノベーション表彰制度における「せんげんカンパニー」に登録している者	市内に事業所を置く中小企業者
対象事業	つぎの取組みで、 <u>600万円以上の設備投資を行う事業</u> ①生産能力の増強 ②新製品・新サービスの開発 ③新生産方式・新販売方式の導入 ④新分野、海外進出	つぎの取組みで、 <u>100万円以上の投資を行う事業</u> ①新製品・サービス開発 ②新生産方式・新販売方式の導入 ③高付加価値化への取組み ④省力化への取組み ⑤販路の拡大・新販路の開拓 ⑥新分野への進出
補助対象経費	①設備費・システム導入費 ②クラウドサービス利用料 ③事業所*の改修工事費 ④事業の高度化に要する専門家経費及び外注費(注)算入額制限あり ※既存の生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、作業場等	①設備・システム導入費 ②クラウドサービス利用料 ③事業所の改修・修繕工事費 ④展示会出展費 ⑤ECサイト等製作・改修委託費 ⑥事業高度化に要する専門家経費及び外注費 ⑦新製品開発経費
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内 ※環境経済認定事業又はあんしんカンパニー表彰事業者は2/3以内
補助金額	300万円～500万円	50万円～150万円
申請受付	4月14日(火)～5月20日(水)	4月20日(月)～6月3日(水)